

入居施設における面会について

平素より、当法人の運営にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、「2類相当」から「5類」に引き下げられます。

つきましては、入居施設における面会方法を見直し、5月8日から、感染防止対策を行ったうえで、リビング、居室などでの対面による面会を再開いたします。

面会の時間、人数等につきましては、各施設にお問合せください。

なお、地域での感染状況や施設内の感染者の発生状況によっては、面会を制限させていただく場合がありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。